欧州におけるプロバイダ責任の動向

―プラットフォーム・抑止・再分配の観点から―

○氏名 橘 雄介(Yusuke TACHIBANA)

Keywords: EU、著作権法、プロバイダ責任、プラットフォーム

1 目的

動画共有サイトなどのオンライン・サービス・プロバイダ (OSP) は自らのサービスに著作権侵害コンテンツがあっても直ちに責任を負わない。しかし、OSP は侵害コンテンツから利益を上げる一方で、その利益をコンテンツの創作者に還元していないとの批判が強まっている (Value Gap 問題)。また、技術的にはユーザによるアップロードの監視は自動化が進み、従来の自然人を基準とした主観的要件や差止めの範囲の妥当性が問われている (自動化問題)。そのため、EU は、OSP のうちオンライン・コンテンツ共有サービス・プロバイダ (OCSSP) が免責される条件を許諾獲得の努力、アップロード・フィルタ及びステイダウンに取り組むことと厳格化した (DSM 著作権指令)。さらに、OSP の責任の厳格化を検討している (デジタルサービス法)。本報告では、近時の欧州の動向を踏まえ、プラットフォーム・抑止・再分配の観点から法政策上の課題とあり得るアプローチを指摘する。

2 方法

以上の目的のため、まず、EUのOSPに関する法制度をいわゆるプロバイダ責任(制限)の観点から整理する。具体的には、電子商取引指令及びDSM著作権指令について、その経緯・目的及びOSPに対する規律を整理する。これにより、EUのプロバイダ責任政策の現在を把握する。次に、OSPに対する義務を厳格化するDSM著作権指令を対象に検討を深める。具体的には、DSM著作権指令に関する議論を参照し、プロバイダ責任に関する法政策上の課題を整理する。最後に、この法政策上の課題に対して、DSM著作権指令及びデジタルサービス法がどのようなアプローチをとるものか、また、代替案としてどのようなアプローチがあり得るかについて検討する。その際、AVMS指令、および、デジタルサービス法(但し、現在は、問題点を整理する公開諮問の段階にとどまる)についてもその位置づけを検討する。

3 結果/結論

以上の調査の結果、プロバイダ責任に関する法政策上の課題は、①権利者及び OSP 間の再分配 政策として何が望ましいか (再分配政策)、②抑止の枠組みや技術がユーザの利益 (表現の自由や、通信の秘密、適正手続き) に適うことをどのように担保するか (抑止技術と法) にある。そして、アプローチとして、DSM 著作権指令や検討中のデジタルサービス法のように OSP の責任を厳格化し、ライセンスを促進する方策 (EU型) 以外にも、ユーザやプロバイダを広く免責し、代わりに補償金をプロバイダが支払う方策 (補償金制度) などがあり得ることを指摘する。

【主要参考文献】

生貝直人=曽我部真裕=中川隆太郎「[鼎談] EU 新著作権指令の意義」ジュリスト 1533 号 52 頁 (2019 年)

橘雄介「EU デジタル単一市場著作権指令─プラットフォーム・抑止・再分配の観点から─」Nextcom 42 号 27 頁(2020 年)